

ZAKAN
TOPIC

所長所感

中立性のすすめ

平成26年度税制改正

「生産性向上設備投資促進税制の創設」にスポット

相続税の変遷

-「相続税は他人事」でなくなる-

事業承継の 早めのご準備を

Topics

「民事信託・家族信託」入門

個人が公益法人に 財産を寄附した場合の税制

女性の活用

企業の女性活用に向けて

vol.

61

中野フォーラム—2014年— 中野公認会計士事務所





所長所感 「中立性のすすめ」

所長
公認会計士
中野
雄介

あんなに寒かった冬が漸く終りを告げ、少しづつ肌寒さが和らいできたと思ったら、桜が咲き誇り、もうすっかり新緑が美しい季節になりました。慌しい新年度の滑り出しは皆さんも似たようなものでしょうか。特に私共は2月から5月にかけて繁忙期に当たり業務に追われる日々を過ごしております。そのような中、専門家としての役割を果たせているのか、本来の我々の役割は何なのかを考えることがあります。

「専門家の三条件」

人によって様々でしょうが、専門家、特に実務家として活躍する専門家に求められるものは、概ね専門性、対人性、中立性の三つではないかと思います。

専門性は専門的知識や経験であり、これがなければ専門家と言えないのは当然のことでしょう。しかし、ただ知識や経験を持っているだけでは不十分で、それらを統合して様々なケースにおける最適解を導き出さなければなりません。最適解は必ずしも絶対唯一とは限りませんが、その解を導き出させて初めて専門性があるといえるのです。

対人性は、コミュニケーション能力と言い換えてもいいでしょう。先ほどの、最適解を導き出せる専門性を持っていたとしても依頼者に説明し、納得してもらわなければ、自己満足でしかなく実務の世界では役に立ちません。その人の持つ人間性や社会的背景も含めた説明力や交渉力は、理屈もさることながら専門家としての重要な要素となります。

そして、中立性ですが、これは客觀性、一般常識、独立性、正義という意味が込められた言葉です。依頼者の依頼に応えるのが実務家たる専門家の務めですが、その依頼が法に触れるものであればそもそも依頼を受けることができません。逆に、法の範囲内であれば、依頼者の依頼に従順になればそれで良いかと言えばそうでもありません。著しく依頼者の都合のみで権利主張する場合、そうすることによってもたらされる悪影響も勘案する必要があります。その際に大所高所から見解を述べて依頼者に新たな視座を与えることも専門家の役割ではないでしょうか。すなわち、依頼事項をただ単に遂行するだけでなく指導力を発揮しなければならないのです。

専門家が専門家としてあり続けるためには、専門性もさることながら、中立性を保つことがより肝要ではないかと思うのです。もし、中立性がなければ、専門家のもつ専門性は問題を解決するための有用な道具ではな

く、社会から遊離した凶器となってしまいます。そして専門家の信用、延いてはその専門業界全体の社会的地位を揺るがすことになります。切れる刀はその使い方が重要なのです。

「経営者に必要な中立性」

この中立性は、専門家だけに求められる要素ではなく、経営者にとっても必要なものです。取引先との関係、従業員との関係、株主との関係など利害が対立した時に、自らの取り分や権利を同じ土俵でお互いに目いっぱい主張するのが得策でないことはよくあることです。経営者は構想を練って戦略を立て方針を出せば終りではなく、利害の調整役にもならなければなりません。その際に相手に譲歩するだけでなく第三者的に一段上から状況を眺めることこそ、経営者の視座ではないでしょうか。長い目で見れば中立性を持つことが経営者の信用に繋がり、やりたいことを成就するための近道になるでしょう。教科書的に経営戦略を振りかざすよりも効率的な経営が実践できるのではないかでしょうか。無用な争いを回避し、中立性という賢人の知をもってお互いを尊重し社会に貢献する経営ができるようにしたいものです。



平成26年度税制改正 「生産性向上設備投資促進税制の創設」にスポット

1 創設の趣旨

アベノミクスの成長戦略の実行方針の一つに、民間投資・産業新陳代謝の促進があります。それを受け、平成26年度の税制改正では、今後3年間で設備投資をリーマンショック前の70兆円に回復させるために、「生産性向上設備投資促進税制」が創設されました。これにより、大幅な設備投資の回復が期待されています。

2 制度の内容

青色申告書を提出している法人・個人事業主が、産業競争力強化法施行日(平成26年1月20日)から平成29年3月31日までの間に、下記3又は4の対象設備を取得し、事業の用に供した場合、特別償却又は税額控除(当期の法人税額の20%を上限)のうちいずれかを選択適用することができます。

選択	適用期間	
	H26.1.20～H28.3.31	H28.4.1～H29.3.31
特別償却	即時償却	50% 償却
(うち建物、構築物)	即時償却	25% 償却
税額控除	5%	4%
(うち建物、構築物)	3%	2%

3 先端設備

(1) 必要手続き

設備メーカーから証明書を取得

(2) 設備の要件

- ①最新モデルであること
- ②生産性が年平均1%以上向上していること

注1) 生産等設備のみが対象であり、本店機能しかない建物や事務用器具備品等は対象外。
また、中古設備も対象外。

注2) サーバーとソフトウェアは中小企業のみ。

(3) 対象設備の具体例

設備の種類	最低取得価額
機械装置(限定なし)	単品160万円
工具及び器具製品 (ロール、試験・測定機器、冷凍器付陳列ケース、サーバーなど)	単品120万円 (単品30万円かつ合計120万円を含む)
建物(断熱材、断熱窓など)	単品120万円
建物附属設備 (電気設備、冷房、暖房、通風またはボイラー設備など)	単品120万円 (単品60万円かつ合計120万円を含む)
ソフトウェア (稼働状況等の情報を収集・分析・指示するソフトウェア)	単品70万円 (単品30万円かつ合計70万円を含む)

4 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

(1) 必要手続き

投資計画を作成し、公認会計士又は税理士の事前承認を受けて経済産業省へ申請

(2) 要件

投資利益率(*)が15%以上(中小企業は5%以上)であること

$$(*) \text{投資利益率} = \frac{\text{(営業利益} + \text{減価償却費}) \text{ の増加額}}{\text{設備投資額}}$$

注1) 生産等設備のみが対象であり、本店機能しかない建物や事務用器具備品等は対象外。
また、中古設備も対象外。

(3) 対象設備の具体例

設備の種類	最低取得価額
機械装置(限定なし)	単品160万円
工具及び器具製品(限定なし)	単品120万円 (単品30万円かつ合計120万円を含む)
建物および構築物(限定なし)	単品120万円
建物附属設備(限定なし)	単品120万円 (単品60万円かつ合計120万円を含む)
ソフトウェア(限定なし)	単品70万円 (単品30万円かつ合計70万円を含む)

5 その他注意点

平成26年3月31日までに終了する事業年度に、対象設備を取得し、事業に供した場合は、その年度ではなく翌事業年度に特別償却又は税額控除の適用を受けることになります。

税理士 中村 洋平

相続税の変遷

—「相続税は他人事」でなくなる—

平成27年1月1日からの相続税増税を前に、相続に対する世間の関心が高まっています。書店には相続の関連書やエンディングノート等がずらりと並び、金融機関では教育資金贈与、相続を想定した資金運用等の新商品を取り扱い、さらには、遺産整理業務まで行うところも現れています。しかし、『身内を失ったときになぜ重い税金を課すのか』と考える方も多いのではないかでしょうか。そこで、今回は相続税の創設当時から来年の増税に至るまでの経緯について触れます。

1. 相続税の始まりは戦費調達

日本の相続税は明治38年(1905年)に始まりました。当時の日本は日露戦争の戦費が不足していたため、所得税や酒税、関税等の増税を行い、さらに当時のヨーロッパ各国にならい相続税を創設しました。創設当時は戦費調達を目的とした相続税ですが、現在では「相続により得た所得に対する課税」、「社会への富の再分配」が課税根拠といわれています。

2. 近年の相続税の変遷

過去30年の相続税の変遷のうち、主な内容は次のとおりです。



	基礎控除額		相続税の最高税率	主な改正点等
	定額控除額	比例控除額(*)		
昭和58年 (1983年)	2,000万円	400万円	75% (5億円超部分)	左記の基礎控除額および最高税率は昭和50年から適用された。小規模宅地の特例が創設された。
昭和63年 (1988年)	4,000万円	800万円	70% (5億円超部分)	地価高騰に伴い相続税の負担が大きくなつたため、基礎控除額が2倍に引き上げられるとともに、最高税率が70%に引き下げられた。
平成4年 (1992年)	4,800万円	950万円	70% (10億円超部分)	バブル崩壊後の相続税負担を軽減するため、基礎控除額の引き上げとともに累進税率が緩和された。地価下落が一層進んだ。
平成6年 (1994年)			70% (20億円超部分)	さらに、基礎控除額の引き上げと累進税率の緩和が行われた。
平成15年 (2003年)	5,000万円	1,000万円	50% (3億円超部分)	最高税率70%は、所得税の最高税率(50%)との格差が大きく、諸外国と比べても高いことから50%に引き下げられた。高齢者から若い世代への財産移転を促すため、贈与の相続時精算課税制度が創設された。
平成27年 (2015年)	3,000万円	600万円	55% (6億円超部分)	バブル期に改正された基礎控除額が現在の地価水準に適応しておらず、課税割合、税収ともに低水準で推移していることから、課税の強化を図り、社会保障と税の一体改革を進めるため増税が行われる。

(*) 法定相続人一人当たり

3. 増税による影響

来年の増税により、相続税の課税割合は4%→6%に高まる予想されています。なお、地価の高い都市部では10%~20%まで上昇する地域があるともいわれています。相続財産に占める割合が最も高いものは土地です(平成24年は相続財産の46%が土地)。平成26年の公示地価(路線価のベース)によると、京都市内は全体的に地価が上昇しており、基礎控除額引き下げとあわせ、都市部に自宅を所有している人は、他に高額な財産を持っていない場合でも相続税が課税される可能性が高くなります。相続税は現金一括納付が原則であるため、手元資金が十分でない場合は、不動産を売却して納税資金を捻出、または物納によらなければならぬケースが生じます。これからは、財産を評価し相続税を試算した上で、自社株や土地の評価減対策、生前贈与による財産移転、納税対策など、相続対策の検討が不可欠な時代になります。

税理士 足立 祥吾

事業承継の早めのご準備を

▶ 事業承継の背景

昨今、資産が負債を上回っているにもかかわらず、事業の継続を断念する企業が増加の一途をたどっています。東京商工リサーチによると、平成25年の休廃業・解散件数は28,943件と前年比で4%増加しており、また、それより10年前の平成15年(14,181件)の約2倍と、歴史的にも最多件数になっています。

この背景には、特に経営者の高齢化と後継者不足があります。すなわち、経営者の高齢化に伴い体力的に事業継続が困難になるケースや、経営者の子息をはじめ事業を継ぐ人がいない場合です。

しかし、早い段階で後継者候補を決めて、その後継者を育成し徐々に経営権を移すといった適切な事業承継計画を策定・実施することで、経営者の意図しない休廃業・解散に至るリスクを低減することが可能となります。

▶ 円滑な事業承継

では、適切な事業承継計画はどのように策定するのでしょうか。

日本の中小企業の多くは、経営者自身が自社株式と事業用資産のほとんどを保有し、強いリーダーシップを発揮して、事業経営のかじ取りを行っておられます。

ここで事業承継とは、①経営理念や経営ノウハウと②自社株式・事業用資産の双方を承継することであり、①については後継者教育の実施、②については資産の承継に係る税金対策を中心に行う必要がありますが、どちらも時間を要する内容であることから、早期に取り組むことが事業承継の成功に繋がると考えます。

事業承継計画 の一例	項目	主な内容
	①事業承継の概要	後継者の決定、承継方法、承継時期など
	②事業の中長期目標	経営理念、事業の方向性、将来の数値目標など
	③事業承継の対策・実施時期	関係者の理解、後継者教育、自社株式・事業用資産の承継など

▶ 事業承継税制の改正

事業承継税制とは、中小企業の後継者が、現経営者から自社株式を承継する場合における相続税・贈与税の軽減制度であり、平成25年度税制改正による要件緩和によって、次のとおり、改正前に比べ自社株式が承継しやすくなりました。

主な要件	改正前	改正後
①経済産業大臣の確認 (相続税・贈与税)	事前確認が必要	事前確認が不要(平成25年4月~)
②後継者の範囲(同上)	現経営者の親族に限定	親族外承継を対象化(平成27年1月~)
③雇用維持要件(同上)	雇用の8割以上を5年間毎年維持	雇用の8割以上を5年間平均で評価(平成27年1月~)
④納税猶予打ち切り (同上)	要件を満たせず納税猶予打ち切りの際には、納税猶予額に加え利子税の支払い必要	利子税率2.1%→0.9%引下げ(平成26年1月~) 承継5年超で、5年間の利子税を免除(平成27年1月~)
⑤役員退任要件 (贈与税のみ)	現経営者は、贈与時に役員を退任	贈与時に代表者を退任、ただし有給役員として在職してもよい(平成27年1月~)
⑥債務控除方式の変更 (相続税のみ)	猶予税額の計算で現経営者の個人債務等を株式から控除するため、猶予税額が少なく算出される	現経営者の個人債務等を非上場株式以外の相続財産から控除(納税者有利に)(平成27年1月~)

公認会計士 市田 知史

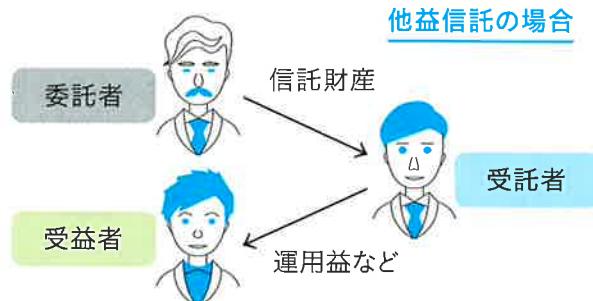
Topics

「民事信託・家族信託」入門

「信託」と言えば、信託銀行や信託会社が行う「商事信託」を思い浮かべますが、商事信託以外に、家族やプライベートカンパニー等が行う「民事信託・家族信託」と一般的に呼ばれている信託があります。

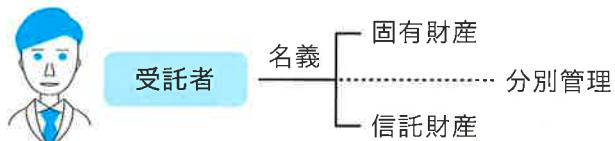
信託とは、読んで字のごとく「信じて」「託す」ことであり、信託契約や遺言等により設定します。古くは中世のヨーロッパにおいて、遠征する十字軍の騎士（委託者）が留守中の家族（受益者）の生活保障の為に、自己の財産（信託財産）を信頼できる人（受託者）に託し、受託者が「信託財産を管理」し、その収益を委託者の家族に給付し、委託者が無事帰っていれば信託財産を委託者に返すという高度な信頼関係を基にした契約が結ばれており、「紳士と紳士の契約」と呼ばれていました。

信託では、信託する人を「委託者」、信託される人を「受託者」、信託する財産を「信託財産」、信託財産から利益を得る人を「受益者」、委託者と受益者が同じ場合を「自益信託」、委託者と受益者が別人である場合を「他益信託」と呼んでいます。



受託者になれるのは、商事信託では信託銀行や信託会社に限られますが、民事信託・家族信託では、家族や信頼できる人・法人（株式会社、合同会社、一般社団法人等）が受託者になることができます。但し、営利を目的とせず、反復継続せずに引き受ける信託であることから、受託者になれるのは一回に限られています。

信託することにより信託財産は受託者名義になりますが、受託者の「固有財産」と「分別管理」されることから、受託者が破産した場合でも影響を受けず、また、受託者の債権者も信託財産への強制執行が禁止されているため、信託財産が影響を受けることはありません。これを「倒産隔離機能」と呼んでいます。



民事信託・家族信託の活用例としては、自分の財産を長男に承継させ、長男亡き後は長男の長男（孫）に承継させたい場合、遺言で長男に相続させることはできますが、長男亡き後に孫に相続させるとする遺言は無効とされています。民事信託では、第一受益者を長男とし、長男亡き後の第二受益者を孫とすることにより、遺留分の問題は別として「遺贈型受益者連続信託」が可能になります。

また、子供（長男、二男）のうち長男が障害者である場合に、親亡き後の障害者の生活・住居を守るため、長男を受益者、二男を受託者として金銭・建物を信託することにより、信託財産が分別管理され、受託者である二男が破産したり、差し押さえを受けた場合でも信託財産は影響を受けず、長男は信託財産である建物に引き続き生活できるため、親亡き後の障害者の生活の保障を図ることができます。同じようにペットを受益者とし、飼主亡き後のペットの保護を図るという信託も可能になっています。

民事信託・家族信託の活用例は他にもいろいろありますが、委託者にとって一番抵抗があるのは、信託財産を受託者名義に変更することにあると言われています。受託者は信頼できる人・法人でなければなりませんが、成年後見制度において、親族後見人による使い込みが多発しているのと同じように、信託の場合においても、親族が受託者となった場合の権利濫用も考えられるため、受託者を監督する信託監督人を置くこともできるようになっています。

日本では、今まであまり馴染みのない信託でしたが、信託法改正により活用例やニーズが増えています。

司法書士 森上 政人

個人が公益法人に財産を寄附した場合の税制

1. 個人が会社に財産を寄附した場合

会社の債務超過解消などを目的に、個人が会社に不動産や有価証券などの財産を寄附した場合、寄附時の時価で譲渡があったものとみなして、その個人に対し所得税（住民税を含む）が課税されます。これを「みなし譲渡課税」といいます。一方、寄附を受けた会社は同額の受贈益（=利益）を計上することになり、過去の欠損金や当年の赤字で吸収できなければ法人税（地方税を含む）が課税されます。

[例] 個人が会社に土地（時価1億円、取得費1千万円）を寄附した場合

個人（寄附者）		会社（寄附先）	
譲渡所得	1億円 - 1千万円 = 9千万円	受贈益	1億円
所得税	9千万円 × 20% = 1.8千万円	法人税	1億円 × 40% = 4千万円

上表のとおり、個人と会社あわせて5.8千万円の税負担が生じます。（会社に過去の欠損金や当年の赤字があれば、その分法人税は減少します。）なお、個人が多額の財産を所有し、多額の相続税発生が予想される場合、寄附によって相続財産が減少するので、その分相続税は減少します。仮に、上記土地の相続税評価額が8千万円、寄附者個人の相続税率（限界税率）が55%の場合、相続税は4.4千万円減少します。その結果、実質税負担は「5.8千万円 - 4.4千万円 = 1.4千万円」となります。

2. 公益法人の制度改革

平成20年(2008年)12月1日に公益法人制度改革三法が施行されました。この制度改革の目的の一つに「民による公益の増進」があり、公益法人の設立は主務官庁による許可制から登記による準則制に改められ、従来に比べ公益法人の設立が容易になりました。

公益法人の種類		制度改革三法	
一般法人	一般社団法人	一般社団・財団法人法	整備法
	一般財団法人		
公益認定法人	公益社団法人	公益認定法	
	公益財団法人		

(注) 最初から公益認定法人の設立はできず、先ず一般法人を設立し、その後公益認定を受けたい場合は所定の手続きを行うことになります。

3. 個人が公益法人に財産を寄附した場合

公益法人が公益活動を行うためには、会社同様、資金と設備が必要であり、それらを個人や他の法人からの寄附で調達しなければなりません。そこで税制は、公益法人の資金・設備の調達を容易にするため、寄附者に税制上の特例制度を設けています。次の表は、個人が公益法人に財産を寄附した場合の寄附者個人の税制上の特例制度をまとめたものです。

税目	制度	所得計算の特例制度（課税価格計算の特例制度）	税額計算の特例制度
所得税 (措置法40条)	① 現金を寄附した場合の寄附金控除（ <u>公益認定法人のみ</u> ） ② 寄附財産が不動産、有価証券などの場合、一定の要件の下、 <u>非課税（公益認定法人・非営利型一般法人）</u>	現金を寄附した場合の寄附金特別控除（ <u>公益認定法人のうち一定の法人のみ</u> ）	
相続税 (措置法70条)	相続人が相続で取得した財産を寄附した場合、一定の要件の下、 <u>非課税（公益認定法人のみ）</u>	—	—

(備考) 措置法は租税特別措置法を指します。

一方、個人から寄附を受けた公益法人に対する課税関係は、前述した公益法人の種類によって、次の表のとおりとなります。

税目	種類	一般法人（一般社団・財団）		公益認定法人（公益社団・財団）
		非営利型法人	左記以外	
法人税（受贈益）	収益事業のみ課税、よって <u>非課税</u>	全所得に対して課税、よって <u>課税</u>		公益目的事業以外の収益事業のみ課税、よって <u>非課税</u>
相続税（寄附財産）	一定の要件の下、 <u>非課税</u> （定款規定要件は公益認定法人よりも厳密）	個人とみなして <u>課税</u> （法人税が課税された場合を除く）		一定の要件の下、 <u>非課税</u>

公益法人チーム 税理士 増田 裕介

一す一言



私は、年に1~2回スクールバーディビングに行く。大抵講習仲間で作ったクラブの人たちと一緒に、そのクラブを立ち上げて今年で31年、創設時にはこのクラブがこれだけ長く続くとは誰も考えていなかった。当時のメンバーは、男女とも独身だったが、今はそれぞれ所帯を持ち、子供も大きくなっている。職業も色々で利害関係もない分、抱えている悩みを気楽に相談したり、愚痴を言い合つたりできることが、長く続いている要因だと思う。

これまでで最も印象深いのは、クラブで初めて海外ツアーオリジナルというリゾートのダイビングサービスを利用した。ガイドたちがとても素晴らしいかった。天気がよく海の中の透明度は4~50メートルもあり、ガイドさんが指さす先に大物といわれるマンタ、サメ、亀、ナポレオンなどがおり、ガイドが指さす度にわくわくし通しである。ポイントへは彼らの手作りのカタマランボートでのんびり行く。余談だが、彼らはお金がないので、船には日野のトラックのエンジンを載せていた。お昼は素晴らしい景色の無人島に上陸して、彼らが持ち込んだテーブルに椰子の葉を敷いてそこでホテルの人達が作ってくれたランチを食べるのだが、これが何とも贅沢な雰囲気である。夜は浜辺で、ガイドたちが海に入つて捕つてきた魚を食べながら、私たちが持ち込んだ洋酒を酌み交わし、日本語と片言の英語、タガログ語をホワイトボードに書き合ひながら和氣あいあいと時を過ごすのである。

(海童子)

「リフレッシュ」

これまでで最も印象深いのは、クラブで初めて海外ツアーオリジナルというリゾートのダイビングサービスを利用した。ガイドたちがとても素晴らしいかった。天気がよく海の中の透明度は4~50メートルもあり、ガイドさんが指さす先に大

このような状況下、日本経済新聞社の調査(平成26年2月25日朝刊)によると、主要関西企業の7割が女性活用に課題を抱えています。具体的には、改正された育児・介護休業法が平成22年6月に施行されたことにより、短時間勤務の導入や所定外労働の制限が企業に義務付けられ、そのうえで女性の活躍を推進するための課題の有無について、主要関西企業40社のうち7割が「課題あり」と回答しています。

課題として最も多く挙がったのは、「短時間勤務の導入で他の社員に業務が偏った」で、「管理職の理解不足」、「女性の活躍を推進する人材がいない」が続きます。

女性の活躍を後押しするために、ベビーシッターの補助や女性幹部候補向け研修など、独自の制度を採用する企業もあります。若年人口が減少し能力の高い従業員の確保が難しくなりつつありますが、その対策の一つが女性の積極的な活用です。企業の成長の鍵を握るであろう女性の活用対策について、再考のときではないでしょうか。

公認会計士試験合格者 宇野 由利恵

女性の活用

企業の女性活用に向けて

今から28年前の1986年に男女雇用機会均等法が施行され、それを機に企業における女性の活用が注目されました。当時(1985年)の京都の出生率は1.81人、現在(2012年)は1.23人で▲0.58人、また、同じく65歳以上の人口割合は11.2%。現在は24.7%で13.5ポイント上昇し、少子化、高齢化が顕著になっています。

女性活用の課題 (日本経済新聞調べ 主要関西企業40社回答)



中野公認会計士事務所
NAKANO C.P.A. OFFICE

発行所 中野公認会計士事務所

〒602-0054 京都市上京区今出川通小川西入
TEL.075-431-4361(代) FAX.075-431-4365
<http://www.nakano-cpa.com/>

発行人 中野 雄介

表紙写真
石塚小路